

議案第 1 号

令 7 都 市 計 画 第 1 1 1 6 号
令和 8 年（2026 年） 1 月 2 9 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

柳井都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

柳井都市計画道路の変更（山口県決定）

柳井都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中 3・2・1 南柳井線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・1	南柳井線	柳井市 南四丁目	柳井市 柳井稲積	柳井市 井	約 3,400m	地表式	4車線	30.0m	幹線街路と平面交差3箇所	
	幅員の内訳		24.5m			約 330m					
			30 m			約 3,070m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・2・1 南柳井線

本路線は、柳井市南町四丁目から柳井字稲積に至る幹線街路であり、当初計画は昭和 33 年（1958 年）に決定され、平成 14 年（2002 年）に現在の計画へと変更されています。

このたび、本路線と平面交差する 3・4・7 明法寺新市線、3・4・8 新市三本松線、3・5・3 柳井港線、3・5・11 山手線、3・5・12 小深田稲積線の廃止に伴い、交差箇所の隅切りについての処理を行う必要が生じました。

あわせて、道路事業実施に際し、詳細な調査・設計の実施により、道路構造の一部見直しが必要となったため、道路計画の見直しを行い、区域の一部を変更するものです。

新 旧 対 照 表

都市計画道路 3・2・1 南柳井線

新旧	種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・2・1	南柳井線	柳井市 南四丁目	柳井市 大字柳井積	柳井市 大字柳井	約 3,400m	地表式	4車線	30m	幹線街路と平面交差 8 箇所	
		幅員の内訳		25.5m			約 330m					
				30 m			約 3,070m					
新	幹線街路	3・2・1	南柳井線	柳井市 南四丁目	柳井市 大字柳井積	柳井市 大字柳井	約 3,400m	地表式	4車線	30m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
		幅員の内訳		24.5m			約 330m					
				30 m			約 3,070m					